

歯09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研磨器材（コード：70907000）

グラインドブラシ

【形状・構造等】

- 1)形状・構造
歯科技工ハンドピース又は歯科技工用回転駆動装置を接続できる軸に、ホイール型ブラシの作業部を持つ。
- 2)使用回転数
3,000～5,000回転／分

【使用目的又は効果】

硬質レジン、ハイブリッドレジンの最終仕上げのつや出し研磨に用いる。

【使用方法等】

- 1)歯科技工用ハンドピース又は歯科技工用回転駆動装置に装着する。
- 2)回転させて、振れがないかを確認する。
- 3)ソフトタッチで断続的に被研磨物に押し付けて研磨する。

【使用方法に関連する使用上の注意】

- 1)ハンドピース（タービン）メーカーの指定に従ってシャンクを確実に奥まで挿入して、半チャックでないことを確認すること。
- 2)ハンドピース挿入に専用の治具が必要な機器は、必ず治具を使用すること。ネックが曲がる場合があるので、無理な圧力をかけてはめこまないこと。
- 3)予め回転させて、振れがないことを確認すること。
- 4)無理な角度、過度の加圧での使用は避けること。頭部の細い、長い、大きい形状のものは、折れたり曲がったりすることがある。

【使用上の注意】

- 1)指定の回転数を超えて使用しないこと。
- 2)損傷、変形（錆、表面キズ、曲がり）、汚染等のあるものは使用しないこと。
- 3)本品の加熱や改造は行わないこと。
- 4)目の損傷を防ぐために、保護めがねなどを使用すること。
もし本品または切削屑が目に入ったときは、すぐに多量の流水で洗浄し、眼科医の診断を受けること。
- 5)本器具は【使用目的又は効果】の項に記載の用途以外には使用しないこと。
- 6)本器具は、歯科医療有資格者以外は使用しないこと。

【保管方法及び有効期間等】

- 1)水分、腐食性薬剤及びその蒸気を避けて、外圧（物理的負荷）及び汚染を受けないように保管すること。
- 2)歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【保守・点検に係る事項】

- 1)洗浄・消毒・滅菌を行う場合は、歯科器具用防錆洗浄剤を用いて付着物を十分に除去した後、オートクレーブによる滅菌を行い、よく乾燥させて保管すること。なお、過酸化水素水は、金属腐食の原因となるので使用しないこと。
- 2)超音波洗浄器を用いる場合は、バーが互いにこすれあって損傷しないよう、バーホルダーを使用すること。
- 3)消毒液、消毒剤、滅菌器については、各製造業者の指示に従い、正しく使用すること。
- 4)本品を洗浄・消毒する場合には手袋等を着用すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称】

製造販売業者
株式会社 ビーディーアール
愛知県名古屋市中白区原4-106